

**特殊材料ガス保安教育ハンドブック(第2次改訂版)**  
**法改正に対応した修正箇所の新旧対照表**

本出版物は、「特殊材料ガス保安教育ハンドブック(第2次改訂版)」と以下の新旧対照表を参照の上、ご利用ください。

章・節・項	頁・行	新	旧
1.1.3 特殊材料ガスとは	p. 3 5～6 行目	「は未知のものがあるが、 <u>特殊高压ガスおよび五フッ化ヒ素等は、高压法で毒性ガスに定められており、また、その他の25物質についても毒性ガス(物質)として扱っている。</u> 」	「は未知のものがあるが、 <u>現行の高压法において毒性であるとされるじょ限量 200 ppm 以下には当然該当すると思われるので、39物質の全部を毒性ガス(物質)として扱っている。</u> 」
1.1.4 特殊材料ガスの物性による分類	p. 3 下12～10行目	「平成 28 年 11 月 1 日付で、 <u>高压法の毒性ガスの定義が改正され、毒性ガスとは、一般則第 2 条第 1 項第 2 号に掲名するガスに加え、毒物及び劇物取締法(以下「毒劇法」という。)に規定する毒物のうち、ガス(吸入)で評価された毒物であって、高压法第 2 条の定義による高压ガスであるものをいうことになったが、特殊材料ガスは、毒性に関するデータが明確でないものもあり、保安上すべて毒性ガスと考えなければならない。</u> 」	「 <u>高压法では許容濃度 200 ppm 以下のものを毒性ガスというが、特殊材料ガスは許容濃度の明確でないものもあり、すべて毒性ガスと考えなければならない。</u> 」
1.2.2 販売に関する規制	p. 4 2～8 行目	「 <u>高压ガスを販売する場合、高压法一般高压ガス保安規則(以下「一般則」という。)に掲名されたガスを販売するには、可燃性ガス、毒性ガス等のガスの種類に応じて区分指定された第 1 種販売主任者免状の交付を受けている者を販売主任者として選任しなければならない。特殊高压ガス及び五フッ化ヒ素等もこの対象となっているので、特殊高压ガスを販売する場合は「特殊高压ガス」、五フッ化ヒ素等を販売する場合は「特殊高压ガス」、<u>「可燃性・毒性ガス」または「毒性ガス」の区分指定を受けた第一種販売主任者免状の交付を受けている者を販売主任者として選任しなければならない。詳細は法令を参照されたい。</u>」</u>	「 <u>高压ガスを販売する場合、高压法一般高压ガス保安規則(以下「一般則」という。)に掲名されたガスを販売するには可燃性ガス、毒性ガス等ガスの種類に応じて区分指定された第 1 種販売主任者免状の交付を受けている者を販売主任者として選任しなかったが、特殊高压ガス及び五フッ化ヒ素等はこれに含まれていなかった。平成 3 年の法改正によりこれらに加えられ、特殊高压ガスを販売する場合は「特殊高压ガス」、五フッ化ヒ素等を販売する場合は「特殊高压ガス」「可燃性・毒性ガス」又は「毒性ガス」の区分指定を受けた第一種販売主任者免状の交付を受けている者を販売主任者として選任することとされた。詳細は法令を参照されたい。</u> 」

章・節・項	頁・行	新	旧
2.3.2 各種の毒性指標	p. 33 下8～7行目	「我が国の高圧法では、従来「 <u>じょ限量</u> 」（実質的にはACGIHのTLV-TWA（2.3.3（1）参照）が参考値として使われていた。）という表現を使っていたが、1.1.4に述べた法改正により掲名する毒性ガス以外のガスの毒性ガスの判定には「 <u>じょ限量</u> 」の指標は用いられなくなった。」	「我が国の高圧法では「 <u>じょ限量</u> 」という表現を使っているが、 <u>実質的にはACGIHのTLV-TWA（2.3.3（1）参照）が参考値として使われている。</u> 」
2.3.4 急性毒性指標	p. 35 下7行目の下	「1.1.4で述べたように法改正により毒性ガスの定義が改正され、一般則に掲名するガスまたは毒物との混合物については、 <u>毒性ガスの曝露経路がガスによる吸入であって、その急性毒性（LC<sub>50</sub>）が500ppm（4時間）以下である場合のものを毒性ガスの対象とする。なお、掲名するガスが50%以上の混合物については、毒性ガスとして扱い、混合物の急性毒性の値の計算方法は、加重調和平均による。</u> 」	（新設）
	p. 36 11行目	「動物の半数（50%）が死ぬときの <u>濃度をLC<sub>50</sub>と称し</u> 」	「動物の半数（50%）が死ぬときの <u>LC<sub>50</sub>と称し</u> 」
4.1.2 ガス供給システム（配管等）の設計上の留意点	p. 64 23～24行目	「② モノシランガスの排気ラインは、安全な場所まで専用の排気管を引くこと。排気管は、逆火や詰まりによる閉塞を防ぐために、 <u>不活性ガス（特定不活性ガス*を除く。）</u> で連続的にバージすること。」	「② モノシランガスの排気ラインは、安全な場所まで専用の排気管を引くこと。排気管は、逆火や詰まりによる閉塞を防ぐために、 <u>不活性ガスで連続的にバージすること。</u> 」
	p. 64 脚注	「* <u>特定不活性ガス</u> ：不活性ガスのうち、次に掲げるものフルオロオレフィン 1234 yf、フルオロオレフィン 1234 ze、フルオロカーボン 32」	（新設）
5.3 特定高圧ガス消費者（特殊高圧ガス）の技術上の基準	p. 86 13～14行目	「(17) 消費設備は、その内部のガスを不活性ガス（ <u>特定不活性ガスを除く。</u> ）により置換することができる構造又はその内部を真空にすることができる構造とすること。」	「(17) 消費設備は、その内部のガスを不活性ガスにより置換することができる構造又はその内部を真空にすることができる構造とすること。」
	p. 87 1行目	「消費設備の内部のガスを不活性ガス（ <u>特定不活性ガスを除く。</u> ）により置換し、又は内部を真空にすること。」	「消費設備の内部のガスを不活性ガスにより置換し、又は内部を真空にすること。」